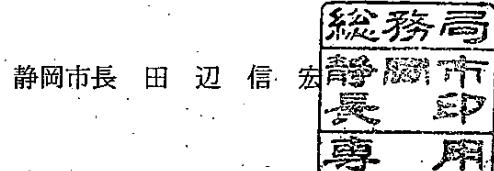


静岡市告示第 25号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認したので、同条第 2 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 25 年 10 月 15 日



清水区興津清見寺町 1378 番地先の公有水面埋立地

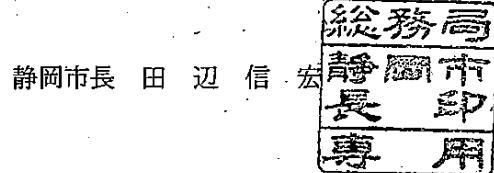
18,763.54 平方メートル

上記地番は、平成 25 年 6 月 20 日現在の登記簿による。

静岡市告示第626号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認したので、同条第2項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）第2条第1項の規定により告示する。

平成25年10月15日



清水区興津清見寺町1378番地先、1380番地先の公有水面埋立地

37,635.65平方メートル

上記地番は、平成25年6月20日現在の登記簿による。